慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	毛利家本『太平記』の本文とその世界(下)
Sub Title	
Author	小秋元, 段(Koakimoto, Dan)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication	1994
year	
Jtitle	三田國文 No.20 (1994. 6) ,p.11- 21
JaLC DOI	10.14991/002.19940600-0011
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00296083-19940600-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

毛利家本『太平記』の本文とその世界(下)

元

段

本文の特徴

点に整理された。 て注目されている。 持つ点で、『太平記』伝本中最も特異な形態を有する伝本とし 巻二、三、七、九、十、三十一、三十二、三十三が挙げられる。 点であることは既に確認した。その特徴をよく表す巻としては、 本には類例を見ぬ規模で天正本系本文からの増補を行っている 天正本は記事配列や詞章の上で、そしてまた多くの独自記事を 毛利家本『太平記』の本文で最も特徴的とすべき事柄が、 鈴木登美惠氏はその本文の特色を以下の四

(1)古態の本文に漏れている歴史的事実を補い、 記述と歴史的事実とのずれを正そうとする意識 古態の本文の

(2)編年体的意識に基づく改訂

(3)通俗的な抒情性・物語性の著し

該本では特定の人物の事蹟に関する増補や、

長坂成行

(4)政道批判の記事の簡略化。

られるからである。 家本独自の特徴、本文の志向性の大半は明らかにされると考え 則性を探ることにしたい。天正本系本文との関わりが毛利家本 中心にして天正本からの増補を行っているかを検討し、その法 事を増補していったのであろうか。毛利家本がどのような点を 性を持つ天正本系伝本から、毛利家本は如何なる姿勢でその記 られた四点に集約されるものである。それでは、こうした特殊 ほかの特徴も挙げられるが、概ねこれらの性格も鈴木氏の纒め 氏が指摘されるように悲劇的場面に於ける増補や後日譚 の最大の特徴である以上、こうした作業によって他ならぬ毛利 いけ加

考えてみる。表1は、巻二で諸本に対して天正本が持つ主要な は多く受け継がれていることである。③⑥⑫⑬等の記事がその を詳しく伝える記事(鈴木氏の言う⑴の特徴)が、毛利家本で のうち、政界の動向に関するものを中心とした歴史上の出来事 ある。この表を一見して言えることは、天正本の持つ独自記事 異文と毛利家本に於けるその異文の有無とを対照させたもので では、まずさしあたって巻二・三を採り挙げて両者の関係を

9阿新、 8阿新、 ③東南院僧正聖尋のこと ⑫玉体不予、 ⑪俊基北の方嘆きのこと、 ⑩後藤助光、 ⑦日野資朝遺書のこと ②南都行幸供奉人名 ⑥北条高時出家のこと ⑤法勝寺行幸のこと ④津守国夏太鼓の役のこと ③叡山行幸供奉人名 ①石清水 天 正 熊野利生により救われること 父の死に嘆くこと 賀茂行幸のこと 本 元弘改元のこと 日野俊基の死に嘆くこと 0 異 文 出家のこと 利 X X X Δ 家本

×毛利家本になし

り入れたものである。また、⑫の記事は「主上御出奔師賢卿」如く、元来この記事は『保暦間記』にあった一節を天正本が! 歴史上の出来事をより詳細に語ってゆこうとする姿勢の窺える 事(前節に引用)について言えば、 ことが指摘できよう。 よい例であり、毛利家本では天正本系本文からの増補によっ 例えば、 『保暦間記』にあった一節を天正本が採 ⑥正中三年三月の高時出家の記 参考本も該当箇所を引文する 芜 7

ない。

毛利家本

両者の記事を比較してみると

子号事」冒頭の、

元弘の変勃発直前に起った火災、

地震等の

変

の記事に続いて位置するものである。

毛利家本を引けば

其年夏比ヨリ玉

誅戮ノ罪責ニ当

等閑

モ被憑仰ケルトカヤ、

ル、其上天下尚危ヲ踏テ、今ヤ不思議ノ出来ランスラント人々

近臣ハ又関東へ被召下、

体御不与ノ事有テ、

:・寺々ノ火災、

所々ノ地震直事ニ非ス、|

驚キ、 トソ申ケル、 角テハイ カゝアルヘキトテ元徳三年ニ改メテ元弘 元年

とを知る。因みに本条に関しては、『増鏡』巻十五「むら時雨」が、 とあって、矢印以下の部分が天正本と共通の増補記事であるこ その夏のころ、御門例ならずおはしまして、 に聞こゆることの出で来たるにか、 こゆ。いと重くのみならせ給とて、 (以下略 時しもあれや、 かの一年捕られたりし俊基を、 世の中あはてたるさまな からめとらんとしければ 日本古典文学大系本) 御薬の事などき またい

• 毛利家本異文略対照表

△毛利家本、天正本の記事を抄出して増補

のうち、 猟して増幅したような歴史的事項に関する独自記事に関心を示 と天正本は『増鏡』の記事によってこの記事の増補を図ったも と玉体不予と近臣日野俊基の捕縛とを記しているから、 のと思われる。このように毛利家本では、天正本が他文献を渉 ⑬の東南院僧正聖尋に関する記事は、 自己の本文に採り込んでいったことがわかるのであ 毛利家本ではその全文を引き継いで増補するわけでは 天正本の持つ独自記 もとも 事

表 1

東大寺別当、 **父前大僧正ト申シゝ御弟子也、** 院禅定殿下ノ御息ニテ、 東南院ノ僧正ト申 醍醐ノ /座主共ニ 故園光 御叔 此僧正ト申 天正本

兼テ朝家ノ講宴ヲ専シ給へハ、 ノ儀非シトテ今此大儀ヲ 論ノ法灯トメ八不(正)観ノ深 成身ノ秘奥ヲ極メ、乾字ハ三 真言ハ三宝院ノ正流ニテ五相 理ニ達シ給ケル、サレハ大法 大僧正聖忠ト申シゝ御弟子也、 定殿下御息ニテ、 故円光院 御叔父前

— 12

秘法ノ公請ニハ多ク闍梨ノ選

治本同様

ク証誠ノ職ニ居シ給フ、 ニ応シ、清涼紫宸ノ論場ニ久 東大

寺ノ別当、

醍醐ノ坐主共ニ兼

ノ儀非トテ今此大儀ヲモ

被ム頼仰ケルトカヤ 朝家講宴ヲ専ニシ給へハ、

し

あり、該本の人物、或は政治に関する事柄を重視し、 尋の具体的な出自や経歴に関する部分を中心に抜き出したので て増補を行っていることがわかる。毛利家本は増補に際し、 とあって、毛利家本は天正本の記事のうち傍線部のみを抄出 詳細化し 聖

てゆく性格をこの点にも認めることができる。

⑧⑩⑪からわかる通り、それは鈴木氏の言う③通俗的な抒情性・ ⑩の日野俊基の刑死にあたり、その侍の後藤助光が嘆く条りは を持つ記事に集中する傾向にあることが明らかである。例えば、 物語性、或は長坂氏の言う悲劇的場面での増補、といった性格 れなかったのはどのような性格の記事なのであろうか。 一方、天正本の異文のうち、毛利家本が自己の本文に採り入 表1の

天正本では

リノ鳥辺野ニ思ノ薪取集メ、 御最後ノ御文ヲモ我ナラデハ誰カ委ク申ヘキト思返テ、 北方サコソハ遅シト侍カネサセ給ラメ、今ハノ際ノ御有様、 助光泣々空キ死骸ニ抱*付キ、 帰ヌタ、ノ煙トナシ奉リ、 同シ道ニトモタへ焦ケルガ、 アタ

の如く増補された形である。

しかしこの部分、

毛利家本では他

ヲ取テ頸ニ懸ケ、

都ヘトテソ上ケル、

本が天正本の持つ抒情性・悲劇性を強める文飾的な詞章には関 とするだけで簡略である。 斗ヲ身ニ添テ、京へ帰リ上ル、 助光ハ泣々死骸ヲ葬シ奉テ、空キ骨ヲ頸ニカケ、 他の箇所でも状況は同じで、

形見ノ御文

心を示していなかったことが理解される。あくまでも毛利家本 自記事にあったわけなのである。 の興味の中心は、天正本の有する豊富な歴史的事項に関する独 こうした事情は巻三についても同様である。巻三は巻二に比

家本では天正本に拠っている箇所でありながらも、 が有する文飾性の強い独自記事は自己の本文への増補対象とは べて一層天正本系伝本に依拠する度合が高いのであるが、 なお天正本

に幽閉された後醍醐天皇が、中宮禧子と和歌の贈答をする条り しない傾向にある。例として「主上入御六波羅事」で、六波羅

住馴ヌ板屋ノ軒ノ村時雨音ヲ聞ニモ袖ハヌレケリを毛利家本の形で見てみる。 の有四五日テ中宮 ノ御方ヨリ御琵琶ヲ進ラレケル 御文ヲア

ケテ御覧スレハ、 思遣レ塵ノミ積ル四ノ絃ニ払モアへスカゝル涙ヲ

『引返メ御返事ノアリケルニ、 涙ユヘ半ノ月ハ曇ルトモ俱ニ見シ夜ノ影ハ忌シ

同八日、 両検断高橋刑部左衛門: 糟谷三郎宗秋 六波羅

参テ・・・

は傍線部①は これは他の諸本に同じ形態である。 しかしこの条り、 天正本で

13

て毛利家本はやはり一切の関心を示さず、天正本に拠ることはめた類同の増補がそれぞれなされている。こうした部分に対しめた類同の増補がそれぞれなされている。こうした部分に対しまへシ、何況ヤ忝万乗ノ主、忽ニ武臣ノ礼無キニ被ュ罪、御誠ニ痛カルヘキ御事哉、只尋常ノ者タニモ懸ル囚人ト成テハ誠ニ痛カルへキ御事哉、只尋常ノ者タニモ懸ル囚人ト成テハ

ないのである。

器渡御の条のみは他本に基づいて復元させている。 場からの叙述が他本に比して鮮明とのことであり、右の一節を を指摘された。氏によれば、天正本には南朝を正統と認める立 譲り受けることなく践祚したことを言外に示す働きのあること 御 である。但しその際、 よってその欠を埋め、 本がこのように記事を落とすケースでは、毛利家本は他伝本に は天正本系本文に依拠するのであるが、 欠く点も天正本編者の主義に深く由来し、明確な意図を含むも れた通り、天正本ではこのうち九日の神器渡御の記事を欠いて を各大名に預け置くこと、 を根源的なところでは理解していなかったのであり、このこと のと認められるのである。一方毛利家本では、この前後の条り いる。鈴木氏はこの天正本の形態には、光厳天皇が三種神器を 歴史をより詳細に記すことのみに眼目を置く毛利家本の性格 右の六波羅幽閉の記事の後に諸本では、十月八日の笠置囚 十三日の新帝践祚、 記事の漏れを防ぐ操作を行っているわけ 毛利家本は本来天正本が有していた意図 と記事が続くのであるが、前節でも触 九日の三種神器の持明院新帝への渡 天正本にはないこの神 天正本系伝 天

以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、以上、巻二・三を中心に両者の関わり方を粗々見てきたが、

2

右のような性格と平行して、

毛利家本では記事中に見られる

年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きく改変され、諸年紀に関する表記が、諸本のものに対して大きるである。

表2は諸本、或は毛利家本が依拠した伝本の年紀に関する表

をよく示していると言ってよいであろう。

8	7	6		5	4	3	2	1		
王	<u>:</u> -	=		<u>+</u>	六	四	=		巻	
三院還御	建武改元	北条残党蜂起		藤原時平死去	北条軍の吉野・赤坂攻撃	俊明極参内	日野資朝佐渡流罪	西園寺禧子、中宮となる	内	
		起		丢	·赤坂攻撃		波流罪	中宮となる	容	
六月廿三日 観応三年 大正本	諸 焚舞 元本 元殊本 弘 弘三 七四 月年	元弘三年	間年 三月	技 其 本 後	元弘三年	元亨元年	去年	文保二年	諸本	
二月廿三日	元 弘 正四 月 年	元弘四年		同九年之 三月	元弘二年	元徳元年	先年	文保元年	毛利家本	
諸本にこの記事	改変 天正本系による			同北野天神縁起も	史実は元弘三年	西源院本も同		史実は元応元年	備	
記事	よる			起も	<u> </u>	同			考	
0	0	0		0	X	0	0	X	正誤	
表 2 毛利家本に於ける年紀の表記の異同										

されてゆく傾向のあることを掴むことができるのではなかろう 文が持つ年紀表記の史実的誤りが、毛利家本に於いて独自に正 二件ほど正されない例はあるものの、 その年紀が史実的に正されたか否かを〇×で示したものである。 表の最下段の「正誤」 |が毛利家本に於いて改められている例を拾っ その幾つかに触れておく。 欄は、毛利家本が改変したことによって 全体として『太平記』 たも のである。 本

まる条りで、 まず②は巻二「資朝誅戮并阿新殿事」 梵舜本等の諸本が の日野資朝の死罪 が定

> 表 1 ⑦ ば、毛利家本では物語的虚構よりも本文の史実的正確さが憂た色に至る一つの構想に支えられたものであったことを考えれ の出来事であったかのように描く意図があり、それが巻一から 正してゆくことは容易であったものと思われる。 如き一節があることなどからも、 シ事モ昨日今日ノ如也シカトモ、 三二) のことであるから、 流は正中二年 年」(「々年」と表記)と改めているものである。 とする条りで、 本文の異同も大きい。毛利家本が天正本系伝本から引き継いだ ことになる。因みに天正本では「先去年ヨリ」の句なく、 『太平記』には資朝配流から死罪までの約七年を僅か一年の間 毛利家本では物語的虚構よりも本文の史実的正確さが優先 リ佐渡ノ国エ流レテ御坐ル資朝ノ卿ヲ可 "日野資朝遺書のこと"の記事の中に、「当国ニ被遷給 (一三二五) で、死罪となるのは元弘二年 (一三 傍線部 「去年」とするところを毛利家本が 毛利家本の記述は史実的には正しい 毛利家本が諸本の如き記述を 早八年ノ春秋ヲ送迎給フ」の 資朝の佐渡配 しかし、 周辺

・・・・各是ヲ死罪ニ可」行ト評定一途ニ定リニケレハ、

先去年

三年と解される。 とするところを、 ⑤の「大内裏造営事」の天神説話では時平没の年時を梵舜本 本の形で読む限り、 いるのであったが、ここでも年紀の誤りが多く正されている。 "其後」、天正本ほか諸本「同年三月」(今川家本は「翌年三月」) 巻十二は毛利家本は全体として梵舜本の如き伝本に依拠して] とされる尊意僧正と天神怨霊の説話が位置するから、 「同 毛利家本は しかし、 そこで言う「同年」とは道真の死んだ延喜 時平死去の話の前には 「同九年之三月」としている。諸 「同年ノ夏ノ

されていることがよくわかる。

わかる。 はこれを「同じき(延喜) 年三月」という叙述には矛盾がある。『北野天神縁起』諸本で の記述はこれに一致し、諸本の持つ誤りが正されていることが 「同九年」とするものはなく、毛利家本が如何なる資料に接し 毛利家本に影響を与え得る管見の『太平記』諸本では 九年三月の比かや」とし、 毛利家本

史実的にも正しい。本文の持つ年時上の矛盾について、 が改めるものである。 七月」とする建武改元の時期を、「元弘四年正月」と毛利家本 も見受けられるのである。 本ではこのように天正本を参酌して訂正を加えていったところ 「元弘四年正月廿九日」とするのに拠ったもので、この日付は 次に⑦の事例では梵舜本「元弘三年七月」、 この改訂は明らかに天正本がその年時を 諸本 「元弘四年 毛利家

の影響を受けたものであろうか。

さを期していったのである。

て記述を改めたかは不明とする他ない。或は『北野天神縁起』

見られるものである。天正本では 事」で、天正本系諸本とそれを引き継いだ毛利家本のみに存す る、光厳・光明・崇光の三院の吉野からの還御を述べた異文に ⑧は巻三十二(天正本では巻三十一)「無剣璽御即位無其例 ・・・・主上、両上皇ハ警固ノ兵稠ク可 有 御出 様 モ 無リケリ、

|三程へテ観応三年六月廿三日還幸成テ・・・・

ており、 正しいものである。 応三年閏二月に始まるのであるから、天正本の記述は当然誤 と改めている。正平一統による持明院方の三院の吉野幽閉は観 とするところで、毛利家本は傍線部を「延文二年二月廿 延文二年二月のこととする毛利家本の説は史実的にも 巻三十三巻頭では諸本ともに「又山中ノ御 三日 つ

0)

補を行う特徴が認められたのであったが、その天正本に誤りが から、この部分を参考にしての改訂であったと考えられる。⑵山中ヨリ出シ奉テ都へ還幸成奉ル」(毛利家本)とあるこ 栖ヒモ余リニ御痛ハシケレハトテ、延文二年ノ二月ニ皆賀名生 ある際にはそれ以外の本文の記載を勘案して、更に史実的正 利家本では主に歴史的事項を補う目的で天正本系伝本からの増 とあること

的側面を重んじ、本文に史書としての正確さを期待する意識の がわかった。ここにはやはり前にも述べた、『太平記』 いう作業をすることによって独自に正してゆく性格のあること このように毛利家本では、 ったことを読み取ることが可能であろう。 史実的に誤った年紀表記を考証と の史書

あ

む読み方がごく自然になされていたようなのである。 方向とは反対に、叙述内容を南北朝争乱史の実録ととらえて読 た形跡がある。本来的には物語的性格の強いこの作品も、 階から南北朝期の歴史を記した一種の史書として珍重されてい のカテゴリーに入れられる『太平記』も、実際には既に早い段 が推測されてきた。ところで、今日的分類でこそ「軍記物語」 つの歴史書として読もうとする読者側の姿勢の反映のあること これまで考察してきた毛利家本の特徴には、『太平記』 その

を借用し、 甲斐国主武田信繩の伯父信懸が北条早雲の所持する『太平記』 |奥書があることは夙に知られている。永正二年 (一五〇八)、 こうした享受史の一面をよく表すものに、今川家本『太平記 丘可なる人物に命じてそれを書写させたのが今川家

び朱点・朱引・読僻等を施してもらったもので、丘可はこの親の後、足利学校・壬生官務大外記(小槻伊治)に送り、校訂及今川家本の親本となった早雲愛蔵本は類本を集めて校訂し、そ本である。奥書によれば早雲は平生より『太平記』を嗜翫し、

也、

天皇崩于吉

言えようか。加えて、奥書末尾には「以此書成紀綱号令者、天きない。加えて、奥書末尾には「以此書成紀綱号令者、天してとらえる意識が、この史記への準えの中に蔵されていると世に喩え、『太平記』をその時代を記録した拠るべき歴史書とら、丘可がこれを「日本の史記」と称したことは十分注目されら、丘可がこれを「日本の史記」と称したことは十分注目されら、丘可がこれを「日本の史記」と称したことは十分注目されら、丘可がこれを「日本の史記」と称したことは十分注目される。から、大田の南で、丘可はこの親び朱点・朱引・読解等を施してもらったもので、丘可はこの親び朱点・朱引・読解等を施してもらったもので、丘可はこの親び朱点・朱引・読解等を施してもい。

学、太平・明徳之二記等諳之」とされた慈祥佩道栄老居士なる記』中の内容が日記に摘記されている。翌十二日には「頗有倭六)三月十一日より『太平記』を繙読していた模様で、『太平に関する記述を拾うことができる。季弘は文明十八年(一四八室町中期の禅僧季弘大叔の日記『蔗軒日録』にも『太平記』道書として、そして丁度『吾妻鏡』や『御成敗式目』のように政書として、そして丁度『吾妻鏡』や『御成敗式目』のように政

実践に供すべき旨も記されており、『太平記』が南北朝期の史下太平至祝」ともあって、本書の政治哲学を治政の大綱とし、

子一十六人云、、后是古御子、青蓮・妙法・性悟院三門迹同后是古第二之宮、号大塔宮、東山吉田有大塔之門跡、是古御優屬

とが記されている巻十三を貸し与えなどしてもい

このよう

日記には以下のように『太平記』の内容に関する事柄が記され

人物が来て、道栄に『太平記』

の朗誦を誂えたのであろうか、

には映し出されており、またその記述内容を歴史上の事実としというより、人物伝や政治史的な事柄を中心に読む姿勢がここ逸話等にあったとしてよい。『太平記』を物語として享受する皇子たちがそれぞれ叡山の三門跡となったという史実に関わる皇子たちがそれぞれ叡山の三門跡となったという史実に関わるこれは巻一「儲王之事」の内容にほぼ当る節、右に記された内これは巻一「儲王之事」の内容にほぼ当る節

て認識してゆく、『太平記』の史書的享受の様相がここにはよ

とらえられた、『太平記』を中心とした南北朝史研究としてのではなかろうか。つまりこの讃辞は、倭学の一環をなすものとの技芸の秀逸さに向けてなされたものとだけ見るのでは不十分の技芸の秀逸さに向けてなされたものとだけ見るのでは不十分にていた道栄居士は、季弘によって「頗有倭学、太平・明徳之じていた道栄居士は、季弘によって「頗有倭学、太平・明徳之く現れていると言える。ところで、このように『太平記』に通く現れていると言える。ところで、このように『太平記』に通

一太平記学」とでも呼ぶべきものへの道栄の蘊蓄に向けてなさ

る。翌年正月二十八日には万里小路秀房に、彼の先祖藤房のこ感慨を記すほか、自家の事蹟に関する内容等を日記に記していを考えてみたい。永正十四年(一五一七)十一月二十七日、記主中御門宣胤は約四ケ月かかって『太平記』を通読し終えた。主向側に置胤は約四ケ月かかって『太平記』を通読し終えた。主中御門宣胤は約四ケ月かかって『太平記』を通読し終えた。主の間にはの世界のである。本書のである。本書のとして理解することも必要かと考えるのである。れたものとして理解することも必要かと考えるのである。

三十九の光厳院関係記事の抜書を作った宣胤は、それを三条西 その意識が強かったようである。即ち永正十五年六月十日、 によく行われていたことではあったが、中でも宣胤に於いては に先祖の功績を中心に『太平記』を読むことは公家・武家の間 実隆に送り、同時に書状で以下のような遣り取りのあったこと 卷

が伝えられている。

又彼太平記内、宣=卿元弘元年『ハ中納言』アリ、数年後『〈宰

納言。可有欤 相・アリ、伝紛失不審之間、公卿補任如何之由尋之、返事在 元弘元年比ハ末上卿位給上欤、 如此物語予書極官者、

大

極官を記すものであるから大納言とすべきかと結論づけている。 てその返答を得て(その折の『公卿補任』の抜書と実隆の返状 実隆に『公卿補任』で調べてくれるよう頼んだのである。 は『宣胤卿記』の裏書として残る)、このような物語では予め 宣胤は『太平記』中に出てくる宣明の官職の記載に不審を感じ、

奇瑞譚と言うべき内容で、

記事中の史的誤りは他文献を参考にし、考証を行うことによっ だすことができるとは言えまいか。「如此物語」とは言い条、 興味の対象が自家の先祖についての記述に限られてはいるもの しい記述に改めてゆこうとする読者の姿勢の存在をここに見出 の、『太平記』の記述に矛盾のある場合は、 史実に照らして正

> 記事中の歴史的事項の詳細化、 あり方の中に辿れるのである。 の分化を促す素地は、 することはまさに必然的であったと言えるのでは 、 右のような室町期の『太平記』の享受の 年紀表記の正確化といった本文 あるまい

を述べた後に存する異文である。いづれも後醍醐天皇をめぐる 異文を採り入れるところにあるのであり、毛利家本にしか見ら ころとは別の面の問題を、ここで若干触れておくことにする。 上還幸事」で後醍醐天皇が隠岐より脱出し、 い。しかし、そうした中で注目されるのが、巻七「前朝伯州舟 れない注目すべき独自記事は全巻を通じてそう多いわけでは 毛利家本を特徴づける本文の性格はあくまでも天正本系伝本の 最後に、 毛利家本本文の独自性としてこれまで論じてきたと 伯耆に至ったこと な

鳥羽院御霊託記』(『続群書類従』雑部所収)に暦応二年(一三 乏しいものである。例えば、右に引用した話については、『後 味深い内容ではあるが、典拠不明の話ばかりで、また類話にも 再誕である等の話が続く(参考本一八三頁所引)。 に始まり、 事ヲモ内々叡慮モ悴セ給ケルトカヤ、 ケルニ、天下一統ノ瑞夢共ヲ蒙ラセ給ケル故ニ、 凡此君ハ未夕帥ノ宮ト申ケル時、 以下隠岐島に於ける奇瑞や、 御跣ニテ百日八幡へ参セ給 天皇が醍醐天皇三生の 説話的 関東征罰之 に興

一に聊か似た話を見ることができる。 保元乱以後。崇徳院御霊平相国王入天下於悩誓。 承久が後で

物語ってい

そして、

その読者の姿勢が今度は本文書写とい

宣

三九)七月十日、

水無瀬三位具兼家の女に託した後鳥羽院の託

平記』享受者の中に存在しつづけていたことをこの記事はよく

してより精確な内容へ本文を改変してゆく志向が、確実に

何とか妥当と思える記述に記事を改めてゆく姿勢、

史書と

う作業に移された時、毛利家本の如き志向を持った伝本が発生

朕』崩御之日『二月廿二日也。 朕加日来怨心工加思故了成就些也。仍彼践祚为日正二月廿 甚深調上。大原乃法 玉 家治乱朕力一懸礼物 !華堂数部頓写『経『被送^機。 関東滅亡世事八。 関東滅亡日。廿二日也。 先帝春宮。御時祈願 如此法楽点力。 二日也

月の 話の舞台・背景は大きく異なるものの、後醍醐が即位以前羽院怨霊の怨心に加わってなされたものであるとされてい 時代の後醍醐が大原法華堂に納経したことによる功力が、後鳥この託宣によれば、鎌倉幕府の滅亡は倒幕の志の深かった春宮 的な話が早期に存在した事実はひとまず注目されてよい。 間に何らかの交流があったわけではなかろうが、こうした類型 ていたことがわかる。 を得るという話の骨格は多少似ている。 き日より倒幕の志が篤く、 (翌八月十六日崩)、この種の伝承が相当早い時期から存在し ものというから、これは後醍醐天皇存命中のことであり 無論、この霊託記と毛利家本の異文との しかるべき神仏に詣でて倒幕 この霊託は暦応二年七 後醍醐が即位以前の若 の保証 る。

は独自に 人が圧死した事件を伝えている。 風を鎌倉の大仏殿に籠って避けていた時、 将名越刑部大輔の軍勢が、建武二年八月三日の晩に折からの大 末を述べる巻十三「相模次郎時行滅亡事」では、 後醍醐天皇にまつわる奇特譚は他にもある。 この事件に関して、 殿舎が倒潰 中先代の乱の顚 北条時 毛利家本 して五百 ?行軍の

王ノ法ヲ行セラレケル、 征伐ノ御祈トテ、 大風吹始ケル 時刻ヲ勘テ、 南都ノ於: 西大寺一日百座ノ大威徳明 其結願 後二事ノヤウヲキケハ、 ノ時日ニアタリケルコソ不思 主上関

> 修させていたことが記録の上から確認できるが、右の話後醍醐は禁中をはじめ浄土寺、曼殊院に於いて大威徳明 性格を見出だすことができる。話が期せずして存在する点に、 どのようにして生まれ、毛利家本に収載されたのか依然不明 設定されていることからも、毛利家本のこの記事は右のような ず、毛利家本異文では話の舞台が叡尊の永らく住した西大寺に 大風が吹き、 タリシ時ト、大風吹シ時尅同前也」と記している。 は破摧されたのであり、 ている。果して筑紫では閏七月一日に大風が吹き、蒙古の軍船 中でも弘安四年閏七月一日には宝前での叡尊の啓白によって、 と事件の裏話を載せている。 していない。ここでは該本の一特徴としてこれらを紹介するに の素性と毛利家本との関係を明らかにする材料を残念ながら有 する他ないが、巻七以外にも後醍醐天皇とその奇瑞をめぐる説 叡尊伝を焼き直したものと考えられよう。こういった話がいつ、 の役の際に石清水八幡宮で行われた叡尊の修法について記すが、 ることに気付かされる。 大寺」と出ていることを考えると、 「御宝殿ノ内破打ト一声鳴ル」という奇瑞が現れたことを伝え 詳細については後考を期することにしたい。 敵軍がそれによって潰滅するという話型のみなら 『愚童訓』も「是ハ八幡宮ノ破打 即ち『八幡愚童訓』(甲本) 実際この時期、 毛利家本の独自記事に一貫した 小稿ではこれ以上これらの記 叡尊の伝記に類似の話があ 乱の鎮定の 右の話に「西 祈誠 では弘安 ため 王法 Ô 1.卜鳴 力で

お わりに

とどめ、

以上、 毛利家本『太平記』 の本文の検討、 及びその特徴につ

文の世界は、『太平記』を史書として享受する読者側の姿勢に 本の系統の本文からはだいぶ離れた本文をとるのであった。し に亙り梵舜本・書陵部本の如き伝本に依拠するのであり、古態 いての考察を行った。第一節に述べたように、該本はほぼ全巻 かし、天正本系伝本との関係を中心として独自に作りあげた本

そのまま対応するものであることも興味深い事実である。 ところで、享受姿勢と本文改変ということについて序でに言 室町期には例えば、

村秀頴校合本によって復元される宝徳本『太平記』では、この 場を作品の眼目としてとらえる読み方があったようである。 と言われるように、巻三十九の光厳院と後村上天皇との対面 凡太平記万之眼目此両皇御対談ニ極候由左来申来候欤 河 0

光厳院関係記事を巻四十の巻末に配置し、作品の大尾に据えて 辺にあったのかを考えることが重要となってこよう。 は、こうした種々の異同を生み出す必然性、乃至は原動力が奈 通じて知られるのである。各伝本の本文を検討するにあたって 於ける『太平記』の享受形態の多様さが、諸本の異同の様相を は毛利家本の如き本文も生み出されていったわけで、室町期に 要因による本文変化もありえたと考えられ、同時にその対極に かろうか、との想像を搔き立てる。一方ではこのような文芸的 とする読み方が、あるいはこうした本文改変を促したのではな いたと推定される由であるから、光厳院関係記事を作品の眼目

(1) 鈴木氏「天正本太平記の考察」(『中世文学』第十二号、一九六七

- (2) 長坂氏「天正本太平記の性格」(『奈良大学紀要』第七号、一九七

3

タルハ不」及」申三、十六七ノ若者トモマテ皆出家入道ス、イマノ 泰家ヲ同十六日出家セサス、無非甲斐・事也、其後関東ノ侍、 嘉曆元年三月十三日、高時依守所労亡出家ス、法名家、舎弟左近太 シク不思儀ノ瑞相也 ニ語テ貞顕ヲ執権トス(略)、爰ニ泰家高時母儀(略)是ヲ憤リ 夫将監泰家宜執権ヲモ相継クヘカリケルヲ、高資修理権太夫貞顕 (内閣文庫蔵和学講談所旧蔵本

正しくは正慶元年(元弘二年)六月のことであるから、『増鏡』の 俊基の処刑を『太平記』では元弘の乱勃発前のこととして描くが、

とあるのに拠る。

5 氏 「天正本太平記成立試論」 (『国語と国文学』 一九七六年三月号) 叙述が史実的には適っている。 天正本の独自記事の典拠の一つに『増鏡』があったことは、長坂

6 (『国文学 解釈と教材の研究』 一九九一年二月号)。 鈴木氏「古態の『太平記』の考察―皇位継承記事をめぐって―」

7 例えば、毛利家本、十三日の新帝践祚の条は

具親、西園寺大納言公宗、日野中納言資名ヲ始トノ、殿上人、衛ノ人々ニハ久我右大臣長通公、三条坊門大納言通顕、堀川大納言ノ人々ニハ久我右大臣長通公、三条坊門大納言通顕、堀川大納言 同十三日、新帝登極之由ニテ長講堂ヨリ内裏へハ入セ給フ、供奉 府、諸司助マテ花ヲ折テ行粧ヲ引繕

とあり、天正本系のみに見られる供奉公卿の人名が記され)、毛利家本が天正本系本文に拠ったことは明白である。

疎である記事を毛利家本が他伝本によって補っているのも同様の例 巻七が全般的に天正本系伝本に依拠しながらも、なお天正本系が

である。第一節巻七の項参照。

- 七八年)に於いて示唆しておられる。巻一・巻二の構想をめぐって―」(『軍記と語り物』第十四号、一九9) このことに関しては、既に長坂氏が「太平記における日付表記―
- するだけでも十分把握できるものと考える。あるが、煩瑣となるので今は措く。該本の特徴は年紀の異同を検討り、毛利家本では年紀のみならず、月・日の表記にも異同が多いので
- 長坂氏註(9)前掲論文。
- 加美宏氏『太平記享受史論考』(桜楓社、一九八五年)を参考にした。(『日本文学研究資料叢書 戦記文学』有精堂、一九七四年、所収)、13) 以下の記述については福田秀一氏「太平記享受史年表 中世」

大日本古記録に基づく。

- (15) 大塔宮を第二宮とするの数を三十六人とする。今川家本・宝徳本等である。神田本・玄玖本・西源院本等は第三宮(5) 大塔宮を第二宮とするのは、現存伝本では神宮徴古館本・南都本・
- 17) 後鳥羽院の遺骨がこの大原法華堂に安置されたことは『増鏡』巻16) 続史料大成に基づく。
- には、)後醍醐天皇と石清水八幡宮との関係は深く、例えば『神皇正統記三「藤衣」、『一代要記』後鳥羽天皇条に詳しい。
- (19) 『大日本史料』第六編之二。
- が後醍醐に各地の戦況を奏上する条で、 が後醍醐に各地の戦況を奏上する条で、 かぶ名判官

- ハ寄手退屈メ引色ニ成テ候、モ天罰ヲ蒙候故ニ殊ニ楠カ武略運シ戦候間、東国勢度々責負テ今年天罰ヲ蒙候故ニ殊ニ楠カ武略運シ戦候間、東国勢度々責負テ今東国之勢共責上テ、去二月ヨリ雲霞ノ如ク捕囲テ攻戦候ト云ヘト
- 性を窺うことができる。の苦戦を「天罰」とする辺りに、毛利家本の独自記事の性格の共通の苦戦を「天罰」とする辺りに、毛利家本の独自記事の性格の共通と傍線部の如き独自の詞章を有していることも挙げられる。幕府勢
- 長坂氏「宝徳本『太平記』復元考―河村秀頴校合本による―」(『奈係記事の抜書を見た実隆の返状の中に見られる言葉。第二節3項で挙げた『宣胤卿記』で、宣胤の巻三十九の光厳院関

(こあきもと だん)

良大学紀要』第十四号、一九八五年)。